

七月十六日

田井天神社人將監 判

紀 伊 守 殿

右之通、私下神主申上度由候付、判形仕上申候。

紀 伊 守 判

篠原織部様

横山式部様

右將監は、舊神官高井氏の先代也。

又改作所舊記に載せたる、田井村邑民共へ尋に付き申書如左。

就御尋申上候。

一、石川郡田井村天神宮御草創之時代、不慥に候共承傳申儀御座候哉、御尋被成候得ども、承傳申儀茂無御座候。

右御社、河北郡印辰山紀伊守と申神主に、在所より預け申由承傳申候。年數之儀は覺申者無御座候。

一、右御社先年は山之上に御座候處に、七拾年許以前に、只今御座候處在所百姓共御社下し申由承傳申候。此外申傳茂儀不奉存候。

右御尋に付申上候。以上。

元祿十四年三月廿五日

田井村肝煎 惣兵衛

組合頭 次兵衛

同 六兵衛

同村百姓 次郎兵衛

同 長兵衛

十村上野村十右衛門殿

右申書に據れば、元と卯辰八幡神職厚見紀伊守の持宮なるを、同人より下神主を置きたるもの也。

○椿原舊神職傳

文化三年由來書に云ふ。當社石川郡金浦郷菅原天神、最前は金澤材木町劍崎辻邊に社有之處、慶長年中町並に罷成に付、社田井村地只今之處へ移轉、其以後寛永十二年社頭神職厚見左平造營任、左平死後神職斷絶之處、金澤山上春日社神職高井大和弟高井備後、社家筋を以當社神職爲務度旨、氏子共より及出願處、寛文七年願の通當社神職被仰付、即今まで六代相續神務致し來候。寛政五年金澤學校園中に鎮守社被仰付、右祭祀御用高井隱岐へ被仰付。依之年頭御目見奉願處、格別之趣を以願之通被仰付、此後代々右

御用相勤。とあり。按ずるに、前顯元祿十四年田井村肝煎等連名上申書に、田井村天神宮河北郡卯辰山紀伊守と申神主に在所より預け申由承傳。とありて、卯辰山紀伊守は卯辰八幡神官厚見紀伊守也。されば寛永十二年頃の神職厚見左平と云ふ人は、卯辰八幡厚見紀伊守の舍弟などにてやあらんか。

○田井天神靈異傳話

校合雜記に云ふ。貞享年中加州金澤町北村屋宗左衛門弟甚左衛門と云ふ者、銀見役を勤めける處に、吟味の品有之禁獄す。兄宗左衛門曰く、其方如在有之事なれば是非に不及次第也。若し全く其身に誤りなくば、天満天神に心願を掛け可申旨申含めけるゆゑ、甚左衛門も尤と思ひ、深く心願を奉懸ける處、其驗にや幾程なく赦免にて、殊に先役をも可相勤との由にて出牢す。先づ御禮として田井の天満宮へ社參し、神樂を奏して拜禮の後、神前に備へたる御酒を頂戴する處に、十月朔日の事なるに、唯今開きたりとおぼしき梅花一輪、錫より出で土器に浮みたり。此儀を時の公事場奉行玉井勘解由追て甚左衛門に被相尋處、右の通り

を唱す。といへり。又今片町なる木倉屋長右衛門が先祖、朝暮商業方を工夫すといへども、思付きたる商業なき故に、田井天神へ祈願せしに、夢想の告に依りて初て鬢附油を製造す。故に其の名を梅枝と付け、于今繁昌す。是全く田井天神の靈異也と云ふ。當社の靈異、いにしへより其の傳話多き中にも、木倉屋が鬢附油の事は、殊に人口に膾炙すといへり。句空草庵集に、加陽田井の邑天満宮奉納。梅さげて爰にいたるや神慮 湖 春

○天神林

今社殿の後なる山林を呼べり。是所謂椿原の堡跡なり。改作所舊記に載せたる、神主左衛門(兵衛)より舊藩寺社奉行へ出したる御請書に、

覺

一、鶴間谷道切、此山田井村に相渡可申旨、并植置申候雜木は剪取、松木伐申間敷之旨、并かぶ掘申儀仕間敷之山奉畏候事。  
一、開地をかぎり、兩方松山御公儀分之山、是又畏奉存候事。